

令和7年12月8日

令和7年度共同利用採択者 各位

京都大学複合原子力科学研究所
共同利用掛

(重要) 常時立入者証及び臨時立入者証交付に必要な
本人確認書類の変更について

標記の件につきまして、炉室及び KUCA 棟へ立ち入るための常時立入者証及び臨時立入者証の交付を受ける際にホットラボ及び KUCA の守衛受付で提示いただいております本人確認書類が令和8年1月1日から添付のとおり変更となります。

これまで認められていた学生証、職員証等は使用できなくなりますので、添付の本人確認書類をご確認のうえ、ご準備下さるようお願いいたします。

来年1月以降、炉室、KUCA 棟への立入を予定されている研究協力者、研究補助者へ、必ずこの旨ご連絡下さるようよろしくお願いいたします。

常時立入者証及び臨時立入者証交付に必要な本人確認書類

2025年12月8日

京都大学複合原子力科学研究所
共同利用掛・核燃料管理室・RI 管理室

1. はじめに

2026年1月1日より、防護区域・立入制限区域（KUR 炉室、KUCA フェンス内等）に立ち入るための常時立入者証及び臨時立入者証（以下「立入者証」という。）をホットラボ守衛受付及び KUCA 守衛受付で交付する際に確認する本人確認書類が変更となりました。

2. 変更内容

- 学生証、学校の職員証、官公庁等の職員証等は本人確認書類として使用できなくなりました。
- 表1に示す本人確認書類をご提示ください。ただし、有効期限を超過しているものは使用できません。
- 表1の本人確認書類が準備できない場合は、共同利用掛に立入者証の交付を受ける1週間前までにご相談をお願いいたします。

表1 本人確認書類

本人確認書類（コピー不可）		必要数
顔写真あり	・ 運転免許証 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード） ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 外国政府が発行したパスポート（短期滞在者の外国人（在留期間が3か月未満の者に限る。）の場合に限る。）	（原本） 一種類

3. 立入申請時の注意

管理区域立入願の立入者情報と本人確認書類の氏名が一致しない場合は、立入者証の交付ができませんのでご注意ください。特に旧姓を使用される場合は、以下のどちらかの対応をお願いいたします。

- 旧姓が併記された本人確認書類を提示する。
- 立入者情報にかっこ書きで現在の姓（本人確認書類に記載されている姓）を併記する。

また、管理区域立入願のフォームに入力できない文字は、手書きや証明書類などの画像ファイルを添付してください。